

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

(新設)

			資料番号	4-3	担当課	長寿介護課
法令名	介護保険法施行令	根拠条項	第37条の5 第3項	不利益 処分の 種類	指定調査機関に対する調査事務の方法の改善命令	

○介護保険法施行令（平成10年政令第412号）

（調査の方法）

第37条の5 指定調査機関は、公正に、かつ、都道府県知事が毎年定める調査事務に関する計画に従い、調査事務を行わなければならない。

2 前項の計画には、調査事務の対象となる介護サービス事業者（法第115条の35第1項に規定する介護サービス事業者をいう。）の名称、調査を行うべき時期その他の厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。

3 都道府県知事は、調査事務の方法が適当でないときは、指定調査機関に対し、その方法を改善すべきことを命ずることができる。